

中間検査実施基準

平成 29 年 4 月

香川県

中間検査実施基準

(目的)

第1 この基準は、香川県建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく中間検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の対象)

第2 中間検査は、下記のいずれかを対象とする。

- 1) 香川県土木工事監督技術基準等で定めた工事監督員が行う工事材料の品質確認、段階確認及び施工状況把握のうち、特に重要な部分。
 - 2) 香川県土木工事検査技術基準（案）で定めた検査工種（その他の構造物で適宜決定したものを含む）のうち、当該工事の主体となる工種で、竣工検査時の実地検査又は写真、試験成績表等の書類検査によって確認できない出来形、品質、性能及び出来ばえ。
 - 3) 香川県工事請負契約約款第34条の規定に基づく部分使用に係る中間検査。
- 2 中間検査の対象は、別表の基準を参考に、工事ごとに総括監督員、主任監督員及び監督員が協議して決定するものとする。
- なお、検査対象に疑義がある場合には、工事検査室長と協議するものとする。
- 3 工事監督員は、中間検査の対象及び時期を受注者に工事着手前に通知し、施工計画書に記載させるものとする。
 - 4 工事監督員は、構造物の呼び名、測点等で検査対象範囲を特定するものとする。ただし、工場検査等で全般の管理状況を対象とする場合は、この限りでない。
 - 5 工事検査室長は、中間検査の対象等に疑義がある場合は、工事監督員に変更を求めることができる。

(中間検査の実施)

第3 工事監督員は、受注者に中間検査の対象に係る出来形管理資料、品質管理資料及び工事写真等並びに検査時に必要となる試験機器等を準備させるものとする。

- 2 工事検査員は、対象物等の外形、出来形等の実地確認に加え、工事過程の品質管理資料、工事写真等により、品質、性能等の確認を行うものとする。

(検査に合格しないときの措置)

第4 工事検査員は、検査の結果、契約図書に適合していないときは、不適合の内容を工事監督員に報告するものとする。

- 2 工事監督員は、第1項の報告に対する措置及び検査継続の有無について、工事検査員に報告するものとする。
- 3 工事検査員は、前項の報告を受け、再度検査を行うことができる。
- 4 工事監督員は、工事成績評定対象工事において、受注者に書面により改善の指示を行う場合は、適切に評価するものとする。

中間検査実施基準第4関係様式

中間検査不適合報告書			決 裁	室長又所長		(検査員任命者)
契約年度	平成	年度	工事名			
工事番号	平成	年 月 日				
工事場所			契約金額			
請負者 商号又は名称						
検査実施年月日	平成	年 月 日	検査対象			
不適合内容						
<p>上記工事の検査の結果、契約図書に適合していない箇所がありましたので、中間検査実施基準第4第1項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">工事検査員 (職氏名) 印</p> <p>総括（主任）監督員 (職氏名) 殿</p>						

中間検査不適合措置報告書			決 裁	室長又所長		(検査員任命者)
措置請求日	平成	年 月 日	措置完了日	平成	年 月 日	
措置内容					検査継続の有無	継続・中止
<p>上記中間検査で報告があった契約図書不適合箇所について、上記のとおり措置を確認したので、中間検査実施基準第4第2項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">総括（主任）監督員 (職氏名) 印</p> <p>工事検査員 (職氏名) 殿</p>						

* 措置内容に係る工事打合せ簿等を添付すること。

別表

イタリック文字(斜め文字)は、中間検査前の材料確認・段階確認結果・品質証明書等による書面検査

種別		実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等	
				出来形	品質			
基礎工	直接基礎	重要構造物※	床掘掘削完了時	基準高、幅、延長	支持地盤	独立構造物： 1回/1構造物	出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1回/1構造物以上	
	杭基礎	既製杭	重要構造物※	杭頭処理完了時	基準高、偏心量、 杭長、根入長	使用材料、 打込杭：支持力、 中掘杭：先端土質、 電流値^テ、 鋼管杭：溶接	連続構造物： 最長区間等で 1回/1工事	出来形：杭5本につき1箇所以上 品質：全数検査 <品質検査項目は杭基礎施工便覧等による>
		場所打杭	重要構造物※	杭頭処理完了時	基準高、偏心量、 杭径、 根入長、 配筋	使用材料、 支持地盤		
	置換工		重要構造物※	掘削完了時	基準高(置換厚さ)、幅、延長	支持地盤、 使用材料		出来形：中央及び両端部で各1箇所以上 品質：1工事/1回以上
	その他		重要構造物※	上記に準ずる	上記に準ずる	上記に準ずる		上記に準ずる
ため池基礎工	直接基礎	堤体遮水ゾーン、底樋、洪水吐	床掘完了時	基準高、幅	支持地盤、 透水性(底樋)	全箇所	別途運用で定める	
	置換工		置換、地盤改良完了時	基準高、幅	支持力、透水性			
鉄筋工		重要構造物※及び橋梁床版(橋長10m以上)、フーチングを有する場合は原則フーチングを対象	鉄筋組立完了時	鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造	鉄筋の固定方法、スパーサー種類・配置・数量、 使用材料、 ガス圧接	独立構造物： 1回/1構造物 連続構造物： 最長区間等で 1回/1工事	出来形：主鉄筋平均間隔は1箇所/1種類以上、その他検査項目は任意箇所	
<p>※重要構造物 橋台・橋脚(橋長15m以上又は最大直高6m以上)、函渠(内空断面積4m²以上)、RC擁壁(最大直高6m以上)、無筋擁壁(耐震考慮の場合) 水門(扉体面積10m²以上、複数水門施工の場合は、その合計面積10m²以上) 樋管・樋門(内空断面4m²以上、ただし、DID築堤部は2m²以上)、床止工(築堤箇所の取付擁壁部) 砂防堰堤(本体)</p>								

種別		実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等
				出来形	品質		
土工	盛土補強工 (補強土壁・多数 アンカー・シフトキスタイル を用いた補強土 工法)	盛高 5m 以上	施工時(控え長 さが確認可能な 時期)	基準高、高さ、 厚さ(道路以 外)、控え長さ、 鉛直度(擁壁)	使用材料、 現場密度	1回/1工事	出来形：100mにつき1箇所以上(施工 延長100m以下の場合は2箇所以上)
	鋼橋	仮組立てが設計図書 で義務付けられてい る場合	仮組立て完了時	キャンパー、寸法	使用材料、 溶接	1回/1工事	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上、5径 間以上は2径間につき1箇所以上
橋梁工	ポストテンション桁製作工 プレキャストブロック製作工 プレフォーム桁製作工 RCホースラグ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工 上記製作桁の架設工事	全工事	鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	鉄筋数量、平均 間隔、かぶり、 継手構造	使用材料	1回/1工事	1断面以上 床版・横組工は1径間当たり1箇所以上
		縦締めによるプレスト レス導入を有する工事	プレストレス導入完 了時(縦締め)	—	使用材料、 管理方法、 設計値との対比	1回/1工事	実地検査は1本/1工事以上とし、書面 による検査は全数(1本毎及びグループ管 理)
橋梁工	落橋防止装置	跨線・跨道橋又は橋 長15m以上で、引張 抵抗型落橋防止構造 のあと施工アンカー	固定アンカー施工完 了時		使用材料、 定着アンカー引抜 試験、 鋼製ブラケット溶接	1回/1工事	引抜試験：アンカー径毎に1本以上 溶接：全箇所
アンカー工	現場吹付け法砕 工(ロックボルト)	ロックボルト施工面積 500m ² 以上/1工事	施工中(原則と して最終試験、 グラウト施工後3 日経過後)		使用材料、 引抜試験(受 入試験)	1回/1工事	実地試験は1本/1工事以上、設計図書 (施工計画書含む)で定めたその他の試 験結果は試験記録による書面検査とす る
	グラウトアンカー	全工事	施工中(グラウト強 度発現時)		使用材料、 適性試験	1回/1工事	実地試験は1本/1工事以上、設計図書 (施工計画書含む)で定めた「品質管理 基準：その他」の試験結果は試験記録に よる書面検査とする
トンネル工	支保工	全工事	支保工完了時	吹付コンクリート 厚、ロックボルト打 ち込み本数及 び長さ	使用材料、 施工品質	1回/1工事以上	100mにつき1箇所以上(施工延長200m 以下の場合は両坑口部を含めて3箇所 以上)
	覆工		施工中	基準高、幅、高さ、 厚さ	使用材料、 施工品質	1回/1工事以上	100mにつき1箇所以上

種別		実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等
				出来形	品質		
管路工	開削工	下水道、上水道	基礎完了時	基準高、幅、厚さ、縮固め状況		1回/1工事	施工延長40mにつき1箇所以上
			管渠据付完了時	基準高、中心線、勾配、厚さ、延長、管接合	使用材料、施工品質	1回/1工事	施工延長40mにつき1箇所以上（但しスパンの短い場合は、中央部1箇所）とマンホール付近 上水道の管接合出来形・品質確認は、水道工事標準仕様書（日本水道協会）、管接合要領書（日本ダクタイル鉄管協会）の規定に準ずる
港湾・海岸	捨石・被覆石工	本体工がケトン、セルラーブロック、異形ブロック等	本体工施工前の捨石又は被覆石完了時	基準高、高さ、幅、法勾配、延長	使用材料	1回/1工事	出来形：100mにつき1箇所以上（施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	鉄筋工	ケトン、セルラーブロック	鉄筋組立完了時（工場製作を除く）	鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造	使用材料	1回/1工事	各面1箇所以上
	杭及び矢板工	仮設を除く（支持杭の場合は基礎工による）	打ち込み完了時	基準高、杭頭中心位置、傾斜、根入れ長、延長 プレローリングの場合掘削径深度	使用材料、継手部（溶接工）	1回/1工事	100mにつき1箇所以上（施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
ダム工		各工事毎に別途定める					
建築（新增築）	杭地業	階数（地階除く）3以上かつ延床面積500m ² 以上の建物、又は延床面積1,000以上の建物	杭頭処理完了時	偏心量、基準高、径	支持地盤、支持力（既製）等	1回/1建築物	出来形は1本/5本
	鉄筋工		鉄筋組立完了時（特定階組立完了時）	鉄筋数量、平均間隔、かぶり、継手構造	使用材料、UT検査結果	1回/1建築物	出来形：主鉄筋定着長は1箇所/1符号程度以上、その他検査項目は任意箇所
	鉄骨業		鉄骨組立完了時（特定節組立完了時）	建て方精度	使用材料、UT検査結果、HTB管理記録	1回/1建築物	任意箇所
	防水工		下地処理完了時		下地処理状況、 使用材料 、施工計画（次工程含む）	1回/1建築物	任意箇所
	屋根工		下葺き完了時		下葺き状況、 使用材料 、施工計画（次工程含む）	1回/1建築物	任意箇所

種別		実施基準	検査時期	検査項目		検査程度	検査密度等
				出来形	品質		
建築 改修)	屋根工	単一工種の場合： 当初請負金額 2,500 万円以上 大規模改修（複数工種） の場合： 当初請負金額 5,000 万円以上主要な工種	下葺き完了時		下葺き状況、 使用材料 、施工 計画(次工程含む)	1回/1工事	任意箇所
	防水工		下地処理完了時		下地処理状況、 使用材料 、施工 計画(次工程含む)	1回/1工事	任意箇所
	外壁工		下地処理完了時			1回/1工事	任意箇所
	内装工		主な工種の下地 処理完了時			1回/1工事	任意箇所
	塗装工		下地処理完了時			1回/1工事	任意箇所
	建具工		枠等取付完了時	取付精度	使用材料 、 施工状況等	1回/1工事	任意箇所
	耐震改修		RC壁増設、鉄骨 ブレース設置、柱補 強等のあとアンカー 完了時等		下地処理状況、 使用材料 、 アンカー強度、 施工状況等	1回/1工事	任意箇所
	環境配慮改修		断熱工事、屋上 緑化、危険物の 除去等の下地処 理完了時		下地処理状況、 使用材料 、施工 計画(次工程含む)	1回/1工事	任意箇所
計装、機械、設備工		規格基準等の性能判 定が製作工場できな ければいけない場合	工場製作完了時		試験、試運転に よる性能確認	適時	必要全項目
		完成時に確認できな い隠蔽工事で特に重 要部分	施工完了、隠蔽前	取付精度	使用材料 、 施工状況等	適時	必要全項目
その他		実施基準 第2の「中間検査の対象」の考え方に従い、本表記載事項以外で必要と認められるものは適切に検査項目を設定する					
		工場製作において、竣工検査時に性能判定結果が試験成績表又は写真等の書類で確認できる場合、原則として中間検査としての工場検査は実施しない。なお、目的物の重要度を勘案し、工事監督員が必要と認める場合は段階確認を実施する					